

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	被災者台帳作成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇土市は、被災者台帳作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宇土市長

公表日

令和3年11月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被災者台帳作成に関する事務
②事務の概要	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。宇土市において、災害が発生した場合に災害被災者の援護を総合的かつ効率的に実施する必要があるとき被災者の氏名、生年月日、性別、住所、被害状況その他配慮に関する情報等を記載する「被災者台帳」の作成を行う。
③システムの名称	被災者支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被災者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表第1 第36の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第28条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部危機管理課
②所属長の役職名	危機管理課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宇土市総務部危機管理課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51 電話0964-22-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宇土市総務部危機管理課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51 電話0964-22-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月23日	I. 1. ②(事務の概要)	災害対策基本法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。宇土市において、災害が発生した場合に災害被災者の援護を総合的かつ効率的に実施する必要があるとき被災者の氏名、生年月日、性別、住所、被害状況、その他配慮に関する情報等を記録する「被災者台帳」の作成を行う。	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。宇土市において、災害が発生した場合に災害被災者の援護を総合的かつ効率的に実施する必要があるとき被災者の氏名、生年月日、性別、住所、被害状況その他配慮に関する情報等を記録する「被災者台帳」の作成を行う。	事後	変更は、文言の整理のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月23日	I. 3(法令上の根拠)	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第1 第36の2項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第28条	1 番号法第9条第1項 別表第1 第36の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第28条	事後	変更は、文言の整理及び主務省令の追記のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月23日	I. 4. ②(法令上の根拠)	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)なし (別表第二における情報照会の根拠)第56の2項	(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第2 56の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第30条	事後	変更は、文言の整理及び主務省令の追記のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月23日	II. 1. (評価対象の事務の対象人数は何人か)	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	変更は、対象人数に関するものであるが、しきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月23日	II. 1. (いつの時点の計数か)	平成27年3月31日時点	平成28年8月1日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月23日	II. 2. (いつの時点の計数か)	平成27年3月31日時点	平成28年8月1日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成29年4月1日	I. 5. ②(所属長)	危機管理課長 瀧口 卓也	危機管理課長 江川 一郎	事後	変更は、人事異動に伴うもののみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成31年3月1日	I. 5. ②(所属長)	危機管理課長 江川 一郎	危機管理課長	事後	変更は、様式改訂に伴うもののみであり、しきい値判断結果に変更がないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月1日	Ⅱ. 1. (いつの時点の計数か)	平成28年8月1日時点	平成30年12月1日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成31年3月1日	Ⅱ. 2. (いつの時点の計数か)	平成28年8月1日時点	平成30年12月1日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和2年1月6日	Ⅱ. 1. (いつの時点の計数か)	平成30年12月1日時点	令和元年11月1日時点	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	Ⅱ. 2. (いつの時点の計数か)	平成30年12月1日時点	令和元年11月1日時点	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	I. 4. ①(実施の有無)	実施する	実施しない	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	I. 4. ②(法律の根拠)	(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第2 56の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第30条	—	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	Ⅳ. 6. (情報ネットワークシステムとの接続)	[]接続しない(入手)[]接続しない(提供)	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	Ⅳ. 6. (目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か)	十分である	—	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	Ⅳ. 6. (不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か)	十分である	—	事前	システムの全面入替え
令和2年11月18日	Ⅱ. 1. (いつの時点の計数か)	令和元年11月1日時点	令和2年11月1日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和2年11月18日	Ⅱ. 2. (いつの時点の計数か)	令和元年11月1日時点	令和2年11月1日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和3年11月4日	Ⅱ. 1. (いつの時点の計数か)	令和2年11月1日時点	令和3年11月1日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和3年11月4日	Ⅱ. 2. (いつの時点の計数か)	令和2年11月1日時点	令和3年11月1日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため